

横浜市地域猫活動支援事業実施要綱

制定 平成30年3月28日 健動第1937号（局長決裁）

改正 令和6年4月9日 医動第1985号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成22年環境省）」及び「横浜市猫の適正飼育ガイドライン（平成25年横浜市）」の趣旨に基づき、猫に関わるトラブルを地域の環境問題としてとらえ、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することで、トラブルを減少させ、市民の快適な生活を推進することを目的とする。

（事業の対象）

第2条 本事業は地域猫活動をこれから行おうとする又は既に取り組んでいるが支援を必要とする活動者及び活動組織を対象とする。ただし、動物愛護センターが行う猫の捕獲及び不妊去勢手術に関する支援は、第5条に定める登録を行った活動組織に限るものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い主のいない猫

特定の飼い主のいない、いわゆるのら猫をいう。

(2) 地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解と同意を得ながら、地域で定めるルールに基づいて、給餌、ふん尿の始末、不妊去勢手術の実施、猫の識別等が行われ、管理されているものをいう。

(3) 地域猫活動

地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を地域猫として適正に管理する活動をいう。

(4) 活動地域

地域猫活動を行う一定範囲の地域をいう。

(5) 不妊去勢手術

卵巣のみ若しくは卵巣及び子宮又は精巣を摘出するとともに耳の先端部分をカットする等、未実施の猫と区別する手術をいう。

(6) 捕獲

不妊去勢手術を目的として、捕獲檻等を使用して猫を捕まえることをいう。

（行政の役割）

第4条 各区の福祉保健センター生活衛生課（以下「区生活衛生課」という。）は、第2条に定める

事業の対象が地域猫活動を円滑に行えるよう必要な支援を行う。

- 2 動物愛護センターは、区生活衛生課と連携して、地域猫活動の考え方の周知に努めるとともに、地域猫活動を進める上で必要となる猫の捕獲支援及び不妊去勢手術（以下「手術等」という。）を行う。

（手術等支援対象活動組織の登録）

第5条 この要綱に基づき、動物愛護センターが行う猫の手術等の支援を受けようとする活動組織は、手術等支援対象活動組織登録申請書（様式1）に別表1で定める書類を添えて、区生活衛生課を通じて動物愛護センター長に申請するものとする。

- 2 前項の申請を受けた区生活衛生課長は、申請書とともに当該申請に係る意見書を添えて、関係書類を動物愛護センターに送付するものとする。
- 3 第1項の申請を受けた動物愛護センター長は、当該区生活衛生課と協議し、必要に応じて、合同で現地調査を実施した上で、第6条に定める手術等支援対象活動組織の登録基準を満たすと認めた場合は手術等支援対象活動組織登録通知書（様式2）を活動組織の代表者に交付するものとする。
- 4 前項の登録期間は登録日から5年間とする。
- 5 登録期間満了後も引き続き動物愛護センターが実施する手術等を受けようとする手術等支援対象活動組織は、5年ごとに登録の更新を行うこと。更新に係る手続きは第1項から第3項に定めるものと同ーとする。

（登録の条件）

第6条 手術等支援対象活動組織として登録を受けることができる条件は次のとおりとする。

- (1) 地域住民3名以上の活動組織又はグループを構成していること。ただし、親族のみ又は同一世帯の者のみで構成される活動組織又はグループを除く。
- (2) 「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」の趣旨に沿った活動ルール、計画書を作成し、それに基づいた活動を目指し、その活動内容等について地域へのお知らせが行われていること。
- (3) 活動地域が明確で、その地域の代表者が活動者から活動内容の説明を受け、それを理解したうえで地域猫活動を目指していくことに対して、特段の反対がないこと。（活動地域が複数の地域にまたがる場合は、その全ての代表者とする。）

（活動の実施報告等）

第7条 手術等支援対象活動組織は、毎年度末に区生活衛生課へ活動実施報告を行うものとする。

（申請事項の変更）

第8条 手術等支援対象活動組織は、申請事項に変更があった場合は、速やかに手術等支援対象活動組織申請事項変更届出書（様式3）を、必要に応じて添付書類を添えて、区生活衛生課へ提出すること。

(登録の解除)

第9条 動物愛護センター長は、手術等支援対象活動組織の活動地域の状況が第6条の条件に適合しなくなったと認めるときは登録を取り消すことができる。

(動物愛護センターでの手術)

第10条 手術等支援対象活動組織は、当該活動組織が管理する猫に動物愛護センターで不妊去勢手術を受けさせようとするときは、事前に動物愛護センター長と調整し、対象となる猫を区生活衛生課又は動物愛護センターに搬入するものとする。

2 手術等支援対象活動組織は、不妊去勢手術の実施後（都合により手術未実施の場合も含む。）、速やかに当該猫を区生活衛生課又は動物愛護センターにおいて受け取り、元の活動地域に戻すこと。

(必要な調査等)

第11条 区生活衛生課は、手術等支援対象活動組織の活動地域における猫の管理状況等の調査や、活動組織その他関係者からの情報収集等を必要に応じて行うことができる。

2 手術等支援対象活動組織は、区生活衛生課の求めに応じて調査等に協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日、横浜市飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業実施要綱（平成25年5月31日健動第2134号）は廃止する。

附 則（令和6年4月9日医動第1985号）

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

別表 1（第 5 条第 1 項関係）

手術等支援対象活動組織の登録申請に係る添付書類（申請書以外）

- 1 別添 1 に定める地域猫活動実施計画書
- 2 3 名以上(代表者を含む)の活動組織又はグループの名簿（氏名・住所・電話番号）
- 3 活動場所（繁殖制限、給餌、ふん尿の処理等の猫の管理を行う場所）を含む活動地域を表す資料（地図等）
- 4 活動の対象とする猫のリスト（個体番号・性別・毛色・体格・特徴等）
※可能な限り写真を添付すること
- 5 その他、動物愛護センター長が必要と認める書類

別添1 (第5条第1項関係)

地域猫活動実施計画書

1 活動組織又はグループの名称	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()	
2 活動者の人数	人	
3 活動組織代表者氏名		
4 活動対象とする飼い主のいない猫の数		
5 対象猫のうち不妊去勢手術実施予定の猫の数		
6 活動計画の概要		
(1) 飼い猫との選別方法	首輪の有無 ・ 写真照合 ・ その他()	
(2) 手術の地域への周知方法	掲示板 ・ 回覧板 ・ 住民集会等 ・ その他()	
(3) 給餌の方法等	場所	<input type="checkbox"/> 別紙 地図のとおり
	時間	
(4) トイレの管理 ・ 清掃活動	場所	<input type="checkbox"/> 別紙 地図のとおり
	清掃方法	
(5) 活動内容の 地域への報告	方法	掲示板 ・ 回覧板 ・ 住民集会等 ・ その他()
	頻度	

(注意) 該当する□にレ印を記入してください。

様式1 (第5条第1項関係)

手術等支援対象活動組織登録申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市動物愛護センター長

(申請者)
住所 〒

氏名

電話番号

要綱第5条第1項の規定により、手術等支援対象活動組織への登録を申請します。

活動地域		区 町 丁目 (自治会・町内会等の名称：)
地域の 代表者	氏名	
	住所	
	電話	
	説明の実施	年 月 日 実施者：
活動 組織 代表者	氏名	
	住所	
	電話	
添付書類	<input type="checkbox"/> 地域猫活動実施計画書 <input type="checkbox"/> 活動組織構成員の名簿 <input type="checkbox"/> 地域と活動場所を表す地図 <input type="checkbox"/> 活動対象猫リスト <input type="checkbox"/> その他()	

(注意) ※活動地域が複数の地域にまたがる場合は、別紙等にその全ての代表者を記載してください。

※該当する□にレ印を記入してください。

(A4)

様

横浜市動物愛護センター長

手術等支援対象活動組織登録通知書

年 月 日に申請のありましたこのことについて、要綱第5条第3項の規定により、手術等支援対象活動組織として登録します。

なお、活動にあたっては、計画書及びセンターの定める遵守事項等に従ってください。

活動地域	
活動組織代表者氏名	
登録番号	
登録年月日	
登録期限年月日	

（遵守事項）

- 1 地域全体での飼い主のいない猫による問題解決を目指し、地域が主体となり、飼い主のいない猫を適正に管理する「地域猫活動」の目的と内容を理解したうえで、活動を実施すること
- 2 猫への給餌については、エサの放置等をすることなく、適切に管理すること
- 3 猫用のトイレを設置し、清掃を適切に実施すること
- 4 猫はすべて不妊去勢手術を実施すること
- 5 本活動が長期間実施できるよう、活動に係る人員の確保に努めること

様式3 (第8条関係)

手術等支援対象活動組織申請事項変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市動物愛護センター長

(申込者)

住所 〒

氏名

電話番号

次のとおり、登録事項の変更がありましたので、要綱第8条の規定により届け出ます。

登録番号		
変更した事項	<input type="checkbox"/> 活動組織又は構成員 <input type="checkbox"/> 計画書 <input type="checkbox"/> 事業対象の区域(拡大または縮小) <input type="checkbox"/> 活動対象猫 <input type="checkbox"/> その他	
変更内容	変更前	変更後
※備考		

(注意)

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 事業対象区域、対象猫を変更する場合は、変更後の地図や猫のリストを添付してください。
- 3 ※印欄には記入しないでください